

令和 8 年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験
採用予定日に関する Q&A

【大学生の採用予定時期】

Q1. 博士課程を令和 9 年度末に修了予定です。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. 大学 3 年生の人と同様の扱いとなり、採用予定日は原則として令和 10 年 4 月 1 日です。

Q2. 今年度大学を卒業予定なのですが、今年受験し、もし今年度末に卒業することができなくなった場合、採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. できません。採用予定日は原則として令和 9 年 4 月 1 日です。これまでに卒業できない場合、採用される資格を失います。

Q3. 大学 4 年生ですが、受験時点で留年が確定しており令和 8 年度末に卒業することができません。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. できません。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることができるのは、大学 3 年生など、今年度最終学年に属しておらず、かつ次年度が最終学年である人であり、今年度大学 4 年生等の最終学年に属している人の採用予定日は原則として令和 9 年 4 月 1 日です。これまでに卒業できない場合、採用される資格を失います。

Q4. 大学 4 年生ですが、卒業後 1 年間採用を猶予してもらい、採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. できません。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることができるのは、大学 3 年生など、今年度最終学年に属しておらず、かつ次年度が最終学年である人であり、今年度時点で大学 4 年生等の最終学年に属している人の採用予定日は原則として令和 9 年 4 月 1 日です。

【中退の扱い】

Q5. 大学生ですが、大学を中退しても採用してもらえますか。

A. 卒業が採用の要件ですので、卒業しないと採用されません。

【大学生以外の採用予定時期】

Q6. 専門学校を令和9年度末に卒業予定です。受験は可能ですか。また、採用予定日を令和10年4月1日とすることは可能ですか。

A. 卒業予定の学校が、大学と同等と滋賀県人事委員会が認める学校であれば受験可能です。採用予定日は原則として令和10年4月1日です。その他の学校の場合、受験はできません。

詳細は滋賀県警察本部警務課までお尋ねください。